

会津美里町 電子契約サービスの 導入について (概要説明)

令和5年7月
会津美里町

契約締結における電子署名を用いることに関する法令改正

総務省令第4号「地方自治法第234条第5項の規定に基づき、地方地自法施行規則の一部を改正する省令」が令和3年1月29日に公布・施行され、地方自治法施行規則第12条の4の2第2項が削除されたことにより、地方公共団体と事業者等が締結する契約で電子署名を用いる際の規制が大きく緩和された。

地方自治法施行規則(昭和22年5月3日号外内務省令第29号)

旧	新
<p>令和2年9月16日施行 令和2年9月16日総務省令第90号</p> <p>〔契約書等の電子署名〕 第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。</p> <p>2 電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合における前項の電子署名は、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書と併せて送信されるものに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第二号に定める電子証明書二 その他総務大臣が定める電子証明書	<p>令和3年1月29日施行 令和3年1月29日総務省令第4号</p> <p>〔契約書等の電子署名〕 第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。</p>

改正要旨

改正前は、厳格な本人確認を行った上で発行された電子証明書を用いる電子署名でなければ、地方公共団体は事業者等と締結する契約を電子化することはできなかった。

改正後は、地方自治法第234条第5項の規定に基づき地方自治法施行規則第12条の4の2第2項の規定に定められていた厳格な電子証明書を要求する規定が削除され、電子署名法第2条第1項に規定する電子署名を用いれば、地方公共団体は事業所等と締結する契約を電子化できるようになった。

契約締結における電子署名を用いることに関する法令改正（参考）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

1 電子契約とは

“電子署名”を活用し、電子（インターネット）上で締結する契約のこと。この“電子署名”が、従来の紙の契約書でいう“押印”にあたります。

契約書の電子データ（PDF）に、「誰が」「いつ」「何を」したかの証明を技術的に施し、本人確認や改ざんの確認ができます。

※手で“署名”するというものではありません。実際は、職員・事業者様が電子上で「承認」ボタンをクリックすることで、自動で“電子署名”が電子データ（PDF）に施されます。

The screenshot displays a document viewer interface. At the top, a blue status bar with a red border indicates "署名済みであり、すべての署名が有効です。" (All signatures are complete and valid). Below this, the document content is visible, including a "秘密保持契約書" (Confidentiality Agreement) and a "署名パネル" (Signature Panel) on the right. The signature panel is highlighted with a red box and contains the following information:

- 署名済みであり、すべての署名が有効です。
- 署名: すべてを検証
- バージョン 1: Bengo4.com, Inc. により署名済み
- 署名は有効です:
- 文書は、この署名が適用されてから変更されていません。
- 署名者の 1 は有効です。
- 署名時刻は署名者のコンピューターの時計に基づいています。
- 署名は 1 に付随しています。
- 署名の詳細:
- 項目: DocID:018nt2v048787amd7a0b2dwyh6
- 署名時刻: 2023.05.15 15:16:47 (JST)
- フィールド: PDF:1 ページ:1
- 応答バージョンを整理
- バージョン 3: Bengo4.com, Inc. により署名済み
- バージョン 9: Bengo4.com, Inc. により署名済み
- バージョン 4: Bengo4.com, Inc. により署名済み
- バージョン 5: AMAND-TSU-T253-1 により署名済み

↑ 電子署名が施されると、PDFを閲覧したときに署名内容が確認できるようになります。

2 電子契約の主なメリット



契約コストの削減

印紙税、交通費、郵送料、文書の保管スペースの削減



業務の効率化

契約書の作成、郵送準備などの事務負担の軽減

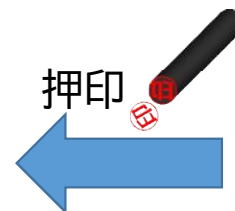
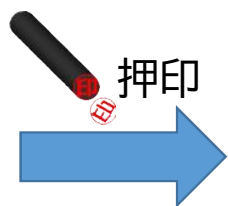
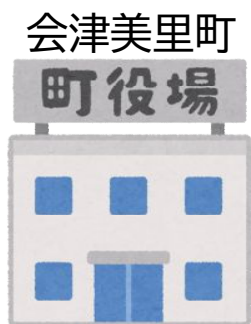


収入印紙が不要

電子契約による場合は、契約書に貼付する収入印紙が不要

3 紙契約と電子契約の違い

紙の契約書による契約の締結



契約の締結には、「押印」「収入印紙の貼付」及び「来庁・郵送」をお願いしていました。

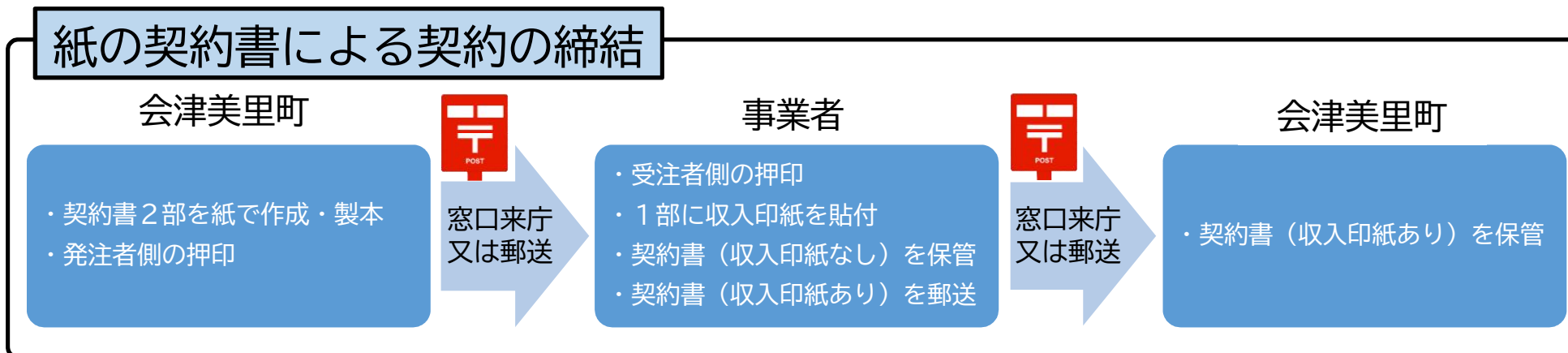
電子契約書による契約の締結



インターネット環境があれば手続可能で、印紙税や来庁等の手間・費用がかかりません。

4 電子契約サービスを利用した契約締結までの流れ

紙の契約書による契約の締結



電子契約書による契約の締結

